

## 各ワーキング・グループで更に精査・検討を要する提案事項

1. 平成 27 年 1 月 1 日から 2 月 28 日までに所管省庁から回答を得た提案事項、95 件について、規制改革会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、各ワーキング・グループで更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおり。

## 健康・医療ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	該当 ページ
医療法第 27 条の規定に基づく CT 搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び許可の取り扱いについての緩和		3
診療放射線技師法第 26 条の改正に対する要望		4
国家戦略特区の指定地域に限られた外国人に対する外国人医師による診察と外国人看護師による看護業務の特例措置を、国際的ビジネス拠点・外国人の生活基盤の整備、外国人旅行者(インバウンド)の利便性向上に取り組む他の地域でも認めること		5

## 農業ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	該当 ページ
相続未登記農地の農地中間管理機構の活用について		6

## 投資促進等ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	該当 ページ
電波法規制の緩和		7
携帯電話回線の利用制限の見直し		8
日本語教育機関の審査(校地校舎自己所有)判断基準の緩和		10
永住許可に必要な在留歴の算定方法の見直し		11
土壤汚染対策法に係る自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し (提案者:千葉県)		12
土壤汚染対策法に係る自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し (提案者:(一社)千葉県経済協議会)		13
小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドラインについて		15
外国人の就労に関わるビザの発行スピード改善について		17
自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着化		18
永住権付与条件の緩和		19
屋上ヘリポートにおける航空機給油取扱所の設置容認		20
総合国際職業訓練校の設置		21

## 地域活性化ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	該当 ページ
宅地建物取引業法における適用除外の範囲拡大		22
中古買取販売業における相手方の真偽確認方法の選択肢拡大		23
地域観光の振興に向けた民泊の実現		24

「 」: 各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

「 」: 当面、各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

### 2. 上記以外の提案事項について

上記以外の提案事項については、引き続き、ホットライン対策チームの精査・検討対象とし、必要に応じ各ワーキング・グループにおいて対応する。

## 提案に対する所管省庁の回答

<b>健康・医療ワーキング・グループ</b>		<b>No.1</b>
受付日：平成26年6月3日	所管省庁への検討要請日：平成26年7月16日	回答取りまとめ日：平成27年1月15日

<b>提案事項</b>	医療法第27条の規定に基づくCT搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び許可の取り扱いについての緩和
<b>具体的内容</b>	<p>平成20年7月10日付け医政発第0710005号にて規制緩和された、医療法第27条の規定に基づくCT搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び許可の取り扱いについて。</p> <p>具体的には、同通知にて規制緩和をいただいたものの、実態として全国統一された運用となっていないため、緩和運用の徹底と緩和内容の明確化をお願いするもの(23都道府県199ヶ所の弊社調査の結果、本通知に基づく緩和運用実績は52%程度)。</p> <p>なお、本件背景として医政発第0710005号の適用に関し(1)構造物変更許可申請のみを対象とし使用許可やX線備え付け届け、廃止届けは対象外として都度要求されるケースがある、(2)対象は病院のみとし診療所を認めないケースがある、(3)対象はCT搭載車移動式医療装置のみとし、「これに準ずる医療装置を含む」を適用せずMRI搭載車移動式医療装置を対象外とするケースがある、といった現状により緩和内容が有名無実化するケースが発生している点がある。そのため事務負担が煩雑のままであり、使用前検査料金負担も都度発生することで、医療機関がCT搭載車等移動式医療装置の導入検討をする際の障害となっている。</p> <p>しかも、前述提案理由(1)の廃止届けに関しては、弊社にて平成14年11月21日に厚生労働省医薬食品局安全対策課副作用情報専門官と面談、見解を伺った経緯もある。その際には、一定期間にわたり定期的かつ継続的に使用することを報告しているCT搭載車等移動式医療装置に関しては、年間利用計画書やレンタル契約書で報告内容が確認可能であれば都度の廃止届けの必要性はない見解を取得済みであり、実態運用との相違が発生している。</p> <p>よって上記背景を踏まえ平成20年7月10日発令を基に全国の都道府県に対し、2年に1回(定期的かつ継続的に使用することを報告しているとき)の条件徹底の周知をお願いするとともに、曖昧な判断をされるX線備え付け届け、廃止届けも使用前検査及び許可に準じる形にすることの明確化をお願いしたい。</p> <p>同様に対象医療機関としての診療所や、対象医療装置としてMRI搭載車移動式医療装置も含まれることを明確化していただき、当初の規制緩和の観点である事務手続きの簡素化・弾力化により、医療機関が利用価値のみでCT搭載車移動式医療装置(これに準ずる医療装置を含む)の導入判断ができるような状況としたい。</p>
<b>提案主体</b>	(株)フリール

所管省庁：厚生労働省	
<b>制度の現状</b>	病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。(医療法第27条)ただし、「医療法第27条の規定に基づく病院等の使用前検査及び使用許可の取り扱いについて」(健政発第707号、厚生省健康政策局長通知)に基づき、使用前検査及び許可については、軽微な変更等の場合に限り、申請者による自主検査によることを認めているところ。
<b>該当法令等</b>	医療法第27条、平成20年7月10日医政発0710005号
<b>措置の分類</b>	検討を予定
<b>措置の概要</b>	<p>お伺いの(1)及び(2)に関しては、再周知を行う事を含めて検討いたします。</p> <p>(3)についてはMRI搭載車移動式医療装置が当該通知における「これに準ずる医療装置を含む」に該当するかどうかを検討する必要があると考えます。該当するという判断に至った場合は、改めて通知等発出させていただきます。</p>

健康・医療ワーキング・グループ		No.2
受付日：平成26年6月3日	所管省庁への検討要請日：平成26年7月16日	回答取りまとめ日：平成27年1月15日

提案事項	診療放射線技師法第26条の改正に対する要望
具体的内容	<p>エックス線検診車等による巡回健診時に医師の立ち会いが無い場合には法令に抵触する可能性があるとの指摘に対し、診療放射線技師法第26条の改訂方針に対し要望を行うもの。</p> <p>平成25年3月に公益社団法人日本診療放射線技師会が診療放射線技師法の改正要望を厚生労働省医政局長宛に提出しており、同法人が健診機関に実施したアンケートで現状はエックス線検診車での巡回検診時に医師の立ち会いが無くとも十分な安全措置を講じていることを本要望にて報告した経緯がある。</p> <p>そうした要望も背景に技師法改正が進んでおり、現在の改正案では第26条第2項第2号において胸部エックス線検査に関し「医師または歯科医師の立ち会いの下に」の見直しを検討。一方でコンピュータ断層撮影装置を用いた検査は対象外とすることが明記されるなど、エックス線を放射する検査においても対応が異なる状況である。</p> <p>国の医療費抑制の観点から予防医療の拡大は喫緊の課題であり、受診者の利便性を考慮した巡回健診は予防医療の要である。そうした巡回健診時に胸部エックス線検査以外の診療放射線技師が取扱いを認められている検査機器を利用し、法定外検診の選択肢を増やしていくことは、法定外健診の受診率向上を通じ受診者の健康維持、強いては医療費抑制へとつながるため国の政策と合致しているものである。</p> <p>よって、上記背景を踏まえ技師法第26条における「医師または歯科医師の立ち会いの下に」の見直し対象に胸部エックス線検査以外の診療放射線技師が取扱い可能な全ての検査機器を含めることを要望したい。</p> <p>平成25年11月22日付け第36回社会保障審議会医療部会資料にて厚生労働特別研究事業による調査で胃透視撮影や乳房撮影等に関しては医行為の手技評価が必要なため、同調査では評価困難とし、胸部エックス線検査のみ安全が担保とされている。しかしながら、胃部エックス線・マンモグラフィ・コンピュータ断層撮影装置や画像診断装置等を用いた検査に関しても胸部エックス線と同様に国家認定の資格者である診療放射線技師がしっかりと運用しており、医師の立ち会いが無くとも運用上十分な安全配慮がされている。</p> <p>医師確保が難しく、立ち会いコストは受診者に転嫁されるため、受診率向上の阻害要因ともなっており、是非とも技師法の改正を通じ幅広い検査機器使用での立ち会い不要の緩和を実現していただきたい。</p>
提案主体	(株)フリール

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>診療放射線技師法第26条第2項では、診療放射線技師は、原則、病院又は診療所以外の場所で、人体に対する放射線の照射等の業務を行ってはならないものとされています。</p> <p>この例外として、多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下、一定の強度のエックス線を照射するときであれば、従来、病院又は診療所以外の場所であっても業務を行うことができるとされてきましたが、これに加え、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)のために一定の強度のエックス線を照射するときは、医師又は歯科医師の立会いも求めないこととする法律改正を行い、平成26年6月25日から施行されています。</p>
該当法令等	診療放射線技師法第26条第2項
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>平成25年度に実施した厚生労働特別研究事業の調査研究により、診療放射線技師が、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)のために、一定の強度のエックス線を照射することについては、医師又は歯科医師の立会いがなくても安全性の担保が十分に可能であると確認されたため、法律改正を行ったところです。</p> <p>胃部エックス線検査、マンモグラフィ検査、コンピュータ断層撮影装置を用いた検査については、診療放射線技師が医師又は歯科医師の立会いなしに行う方法や、そのときの安全性が確認できていないため、現時点で対応することはできません。</p>

健康・医療ワーキング・グループ		No.3
受付日：平成26年5月9日	所管省庁への検討要請日：平成26年5月30日	回答取りまとめ日：平成27年1月15日

提案事項	国家戦略特区の指定地域に限られた外国人に対する外国人医師による診察と外国人看護師による看護業務の特例措置を、国際的ビジネス拠点・外国人の生活基盤の整備、外国人旅行者(インバウンド)の利便性向上に取り組む他の地域でも認めること
具体的内容	国際的ビジネス拠点および外国人の生活基盤の整備、ならびに外国人旅行者(インバウンド)の利便性向上を図るため、国家戦略特区の指定地域に限られた、外国人に対する日本の免許を持たない外国人医師の診察と外国人看護師の看護業務の特例措置を、全国の希望する地域で認めること。
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>医師法第17条では、医師でなければ医業を行うことはできないとされており、医師免許を取得するには、医師国家試験に合格することが必要とされています。</p> <p>医師資格制度に係る二国間協定は、相互の国民に対する医療提供の環境整備を図ることを目的とするものであり、我が国においては、相手国の医師免許を有する者に対し、特例的に英語による医師国家試験を実施することになっています。</p> <p>二国間協定に基づき医師免許を取得する外国医師については、受入れ人数枠・受入れ医療機関に係る制限や、患者の対象範囲を原則として相手国の国民に限定する等の制限が設けていますが、国家戦略特区のうち、外国医師の受入れを希望する区域においては、これらの制限を緩和するよう、相手国と交渉を行うこととしています。</p> <p>なお、国家戦略特区に限定した特例措置として、外国人看護師に関するものではありません。"</p>
該当法令等	医師法第17条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであることから、医師免許の取得に当たっては、日本語の能力も含め、我が国で適切に医療を提供するために必要な専門的な知識及び能力を確認するため、通常医師国家試験に合格することが原則であり、また、国家戦略特区における二国間協定に関する特例措置は、多くの外国人ビジネスマン等が居住・滞在することが見込まれる国家戦略特区に限定した特例措置として講ずるものですので、この特例措置を安易に拡充すべきではありません。</p>

農業ワーキング・グループ		No.1
受付日：平成26年11月4日	所管省庁への検討要請日：平成27年1月14日	回答取りまとめ日：平成27年2月20日

提案事項	相続未登記農地の農地中間管理機構の活用について
具体的内容	<p>担い手農家への農地集積・集約の加速化を図るために、平成26年度から農地中間管理事業が始まり、農地中間管理機構を介して農地の貸借ができるようになった。しかしながら、本県においては、相続未登記により、賃貸借の設定が困難な農地が多く、農地中間管理機構へ農地を出したくても出せないような状況にあり、担い手への農地集積の大きな課題となっている。一方、相続未登記農地の賃借については、農地法の一部改正により、遊休農地等については、共有持分の過半の同意が得られない場合も農業委員会の公示・知事裁定により、利用が可能となったが、以下の理由により現実的には活用が非常に限定的となっている状況にある。</p> <p>1 農業委員会が実施する公示は、「過失が無くて所有者等を確認できない」ことが前提となっており、「過失が無くて」というためには、相続人関係図の作成や各所有者への意向確認など、膨大な事務量と費用が必要である。</p> <p>2 知事の裁定により、農地中間管理機構が中間管理権を取得したとしても、受け手の利用権設定期間は5年を超えることができないため、機構集積協力金等の国の制度を活用するためには、10年の利用権設定が必要であることから、再度、裁定までの事務作業を行うことが必要である。</p> <p>また、相続未登記農地は、地域間格差はあるが、多い市町村で3～5割と聞くと、現場段階では、農地流動化の大きな阻害要因となっている。</p> <p>3 担い手においては、経営の長期的な見通しが立てづらいなど、安心して農地を借りられない。このため、相続未登記農地については、農地中間管理機構を活用し、効率的・効果的に担い手への農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理機構に預ける場合に限って、相続人の代表者（例えば、固定資産税納税者等）の同意で、機構に10年間貸し付けることができるなど、法的仕組みを構築していただくよう要望する。</p>
提案主体	(公社)鹿児島県地域振興公社

	所管省庁：農林水産省
制度の現状	<p>・共有農地が遊休農地（農地法第32条第1項第1号又は第2号に該当）もしくは耕作者不在の農地（農地法第33条に該当）については、所在が知れている所有者に対して利用意向調査を行い、所有者が意向どおり実行しない場合は、農業委員会が農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に県知事の裁定により機構が農地中間管理権を設定することが可能（5年を超えない期間）です。</p> <p>・また、所有者が分からない遊休農地は、農地台帳や登記簿において権利者とされる者が死亡している場合、生存状況と居所を調べる相続人の対象を配偶者と子に限定し、過半の持分を有する者が不在または所在不明であれば、農業委員会が公示を行い、最終的に都道府県知事裁定により農地中間管理機構が利用権を設定することが可能（5年を超えない期間）です。</p>
該当法令等	農地法第32条～第43条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>相続人代表者の同意のみで5年を超える利用権の設定を可能とすることは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができず、また、共有物の管理に関する事項は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決するとする民法の原則との関係で、慎重に検討する必要があります。所有者不明の遊休農地（その予備軍を含む。）については、公示手続を経て機構が農地中間管理権の設定を受けることができますが、この際、必要となる要件の「過失がなくてその農地の所有者等を確認することができないとき」については、既に各県に対する通知で、所有者等とされる者の居所について、住民基本台帳との突合、関係者への聞き取り等により確認し、</p> <p>また、所有者等とされる者が死亡している場合にあっては、その配偶者又は子に限定して、上記の確認を行っても所有者が不明であることをいうものとする明文化しており、御指摘のように、相続人の関係図を作成するなどの膨大な事務が発生することはありません。貴県におかれても、この通知を踏まえ、所有者が不明な場合には法律に基づき、きちんと公示手続が行われるよう積極的に農業委員会に協力いただくようお願いいたします。なお、機構に農地を貸し出した者に支払われる経営転換協力金及び耕作者集積協力金については、機構に原則10年以上貸し付けることが要件となっていますが、共有地の場合、5年間の貸付けを2回行うことをあらかじめ約せば、交付対象となると事業実施要綱において、既にお示ししているところです（遊休農地については、その所有者は本来果たすべき耕作義務を果たしていないことから、国民の税金がもとになっているこれらの協力金の対象とはしていません。）</p>

投資促進等ワーキング・グループ		No.1
受付日：平成26年10月14日	所管省庁への検討要請日：平成27年1月29日	回答取りまとめ日：平成27年2月20日

提案事項	電波法規制の緩和
具体的内容	<p>免許不要である程度広い範囲の商用アンテナの特性を測る際には、法令通りに、アンテナから3m離れた地点の電界強度で規定すると微弱な電波しか出せない。例えば、1km角に近い敷地がある会社などでは、その敷地の境界点での電界強度を基準にすれば、実用的な出力でアンテナの評価ができる。また、外部に対して電波による影響を出さずにこの測定が行える。3m規定の電界強度の規制を緩和すべきである。</p> <p>&lt;規制の現状&gt; 電波発信源から3m地点における電界強度が規制値になっている。</p> <p>&lt;要望理由&gt; アンテナ等新規装置開発時に必要な実験が、敷地外では規制値内になっている場合でも、安易に行えないため、電波暗室等に過大な投資が必要となり、製品のコストアップ、世界的競争力の低下を招いている。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt; 関連する製品の製品コストを低下させるとともに、開発速度のアップし、無線関連分野への新規参入が容易になる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：総務省	
制度の現状	<p>3mの距離において測定する電界強度が一定値以下となる場合には、発射する電波が著しく微弱であるということで無線局免許を受けずに使用することができます。また、電界強度がより強い場合であっても、電波が遮へいされる試験設備の内部であれば、無線局免許を受けずに使用することができます。</p> <p>他方、提案された用途であっても、簡素な手続により実験試験局として開設し、実験を行うことが可能です。</p>
該当法令等	電波法施行規則第6条
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>仮に特定の敷地内に限って電界強度の条件を緩和しようとする場合であっても、当該敷地に持ち込まれる他の無線機器や、(一般的に地表面よりも減衰しないで電波が伝搬する)上空を通過する航空機等に対して有害な混信・干渉を与えることが見込まれるため、何かしらの限定条件又は確認行為を要することとなります。</p> <p>このため、そうした場合に想定される限定条件や確認行為について検討し、制度改正の可能性について判断することといたします。</p>

投資促進等ワーキング・グループ		No.2
受付日：平成26年10月14日	所管省庁への検討要請日：平成27年1月29日	回答取りまとめ日：平成27年2月20日

提案事項	携帯電話回線の利用制限の見直し
具体的内容	<p>近年、飛行ロボットの利活用が進んでいる。飛行ロボットで撮影した画像をリアルタイムに受信するには、現在Wi-Fiあるいは画像伝送装置を用いているが、送受信距離に限界があり、概ねWi-Fiでは100m、1.2GHzの画像伝送装置でも1～2kmが限度である。同様に、飛行ロボットやカメラの制御はZigBeeを利用しているが、到達距離は120m程度が限界である。</p> <p>そこで、飛行ロボットに携帯電話の通信モジュールを搭載し、遠方であっても飛行ロボットにより撮影した画像をリアルタイムに確認するとともに飛行ロボットの制御を可能にすべきである。</p> <p>&lt;規制の現状&gt;</p> <p>携帯電話は、通話の輻輳を避け多数の携帯電話の利用を図るため、陸上あるいは河川、湖沼等でのみ利用できる陸上移動局とされており、飛行ロボットに搭載して利用することは、認められていない。</p> <p>&lt;要望理由&gt;</p> <p>飛行ロボットは人間が容易に近づけない場所を撮影するのに効果的であるが、予め飛行ルートを設定して撮影すると同時にメモリーに記憶させ、戻ってきてからメモリーを取り出して画像を確認している。そのため、対象の場所を的確に調査・把握することが困難である。また、老朽インフラの点検を飛行ロボットを利用して行うことを計画しているが、劣化場所を見つけた場合など、その状況に応じた臨機応変の対応が必要であり、飛行ロボットの制御を随時適切に行う必要がある。長大橋の場合など、Wi-FiやZigBeeは通信距離が短く、リアルタイムの画像の確認や飛行ロボットの制御が困難である。このような場所を撮影する飛行ロボットの高度は、地上の構造物の高度以下であり、飛行ロボットの画像伝送・制御用に携帯電話回線を利用したとしても、他の携帯電話に影響を与えるものではない。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;</p> <p>飛行ロボットに携帯電話の通信モジュールを搭載することができれば、人間が容易に近づけない場所の映像を飛行ロボットにより撮影し、その画像をリアルタイムに確認することができる。また、その画像を確認することにより、必要に応じ飛行ロボットを制御し、飛行ルートの変更、カメラの制御等を随時適切に行うことができる。これにより、人間が容易に近づけない場所の把握を的確に行うことができる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：総務省
制度の現状	<p>携帯電話の端末は、現行制度上、陸上移動局として無線局の免許が付与されているものですが、これは、携帯電話のシステムが、その端末が人の移動する範囲で使われることを想定し陸上をカバーするように設計されているものであることによるものです。</p> <p>陸上移動局は、電波法施行規則第4条第1項第12号に規定しているとおり、「陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局」として定義されており、携帯電話のシステムに見合ったものとなっております。</p>
該当法令等	電波法施行規則第4条第1項第12号
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>現在の携帯電話は、ひとつの基地局がカバーする範囲（セル範囲）を小さくし、隣接するセルで同じ周波数を繰り返し利用することで、限られた周波数で陸上の多数の利用者の通信を可能とする設計となっています。上空を満たすように電波を出すことは、この周波数の繰り返し利用を妨げることになることから、携帯電話基地局のアンテナは、上空への電波の漏れを極力小さくする設計としています。</p> <p>このように、携帯電話は、上空での利用を想定したシステム設計ではなく、陸上での利用を想定したものとなっております。その前提で制度設計がなされ、陸上移動局として免許されています。</p> <p>一般に、無線システムの技術的条件を定め設計を行うにあたっては、その無線システムの利用の態様や諸元の検討のみならず、利用周波数帯が隣接する他の無線システムとの間で相互に影響を与えないような共用条件の検討が必要となりますが、上述のとおり、携帯電話のシステムは陸上の多数の利用者の通信を最も効率よく収容するよう設計されているものであり、現在ある全国30万局にも及ぶ携帯電話基地局の整備に際し上空での利用に関する検討はなされておらず、仮に上空での利用を解禁した場合、広い地域で他システムへの干渉や通信障害を引き起こす可能性があります。</p> <p>なお、高層建築物等の高層空間で携帯電話が利用できるのは、高層建築物等は人が活動・居住する</p>

	<p>空間であることから、その側面に向けて、あるいは内側から電波を照射することでカバーしていることによるもの(この場合、高層建築物等での利用のために陸上での通信に影響がないように、極めて限定的な電波の照射となるようなアンテナとなっています)です。</p>
--	---

投資促進等ワーキング・グループ		No.3
受付日：平成26年10月23日	所管省庁への検討要請日：平成27年1月29日	回答取りまとめ日：平成27年2月20日

提案事項	日本語教育機関の審査（校地校舎自己所有）判断基準の緩和
具体的内容	<p>法務省（入国管理局）の日本語教育機関の審査において、財団法人日本語教育振興協会「日本語教育機関の運営に関する基準」及び、「日本語教育機関審査内規」に則り、日本語教育機関の適格性を判断する場合、『同内規 12. 校地・校舎（3）日本語教育機関の校地及び校舎については自己所有』とする規制部分を、以下の要件を満たす場合、日本語教育機関の運営上支障がないことが実績上確実であり、同内規（平成7年10月以前）と同様に、2年以上の賃借権で可とする。</p> <p>以下をすべてに該当する日本語教育機関を設置する法人に対し適応する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本語教育機関を開設し、20年以上継続的に運営していること</li> <li>2. 同法人が運営する日本語教育機関が法務省認定適正校であること</li> </ol> <p>&lt;提案理由&gt;</p> <p>弊社は、法務省告示の民間が経営する日本語教育機関として25年以上にわたり、多くの留学生を受け入れ日本語教育を実施しております。また、法務省より適正校として認定もされております。この度、政府の『留学生30万人計画』達成の一翼を担うべく、東南アジアを中心とした日本語を学びたいとする留学生の受け入れを積極的に促進するため、弊社としても受け入れ施設の増床（複数設置）を行う所存です。</p> <p>しかしながら、告示に至るには、法、施行規則、省令、条例、行政規則、行政内規等の定めのない、一般財団法人の審査基準に則り、その基準にて設置可否が判断されるという状況です。</p> <p>また、その審査基準内容は、事実上、日本語教育機関（校舎）の新規開設を制限する内容のため、国の施策計画達成を大きく遅延させるものであります。その遅延を大幅に改善すべく、上記の通り提案させていただきます。</p>
提案主体	民間企業

	所管省庁：法務省・文部科学省
制度の現状	<p>「日本語教育機関審査内規」において、「平成7年10月以降に開設しようとする日本語教育機関の校地及び校舎については、原則として自己所有するものとする。」とされているところ、この内規に則って審査をしております。</p> <p>なお、国や地方公共団体などの所有で譲渡ができないなどの特別な事情がある場合は、20年以上の賃貸借権又は地上権が設定されており、日本語教育機関の運営上支障がないことが確実であると認められる場合には、自己所有であることを要しません。</p>
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>御提案では、校地及び校舎の賃貸を認める条件として、日本語教育機関を開設し、20年以上継続的に運営していること、及び、法務省において行っている教育機関の選定結果が適正校であることを挙げられていますが、「日本語教育機関審査内規」12(3)の校地等の自己所有については、「日本語教育機関の運営に関する基準」18 一号における設置者が「日本語教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有すること」に該当するか否かの判断材料として、平成7年10月以降に開設する日本語教育機関に対し求めています。</p> <p>これは、日本語教育機関が設備及び編制に関して専修学校等に準ずる機関であると認められるためには、専修学校等が求められる校地及び校舎の所有形態に準ずる必要があることから、当時の専修学校設置基準等を踏まえ、平成7年10月以降は自己所有を求めることとされたものです。</p> <p>現在、「日本語教育機関の運営に関する基準」及び「日本語教育機関審査内規」の見直しの検討を行っているところ、現行の専修学校設置基準等を踏まえ、当該検討の過程において、御提案を受け入れ可能か否かについて検討させていただきます。</p>

投資促進等ワーキング・グループ		No.4
受付日：平成26年10月14日	所管省庁への検討要請日：平成27年1月29日	回答取りまとめ日：平成27年2月20日

提案事項	永住許可に必要な在留歴の算定方法の見直し
具体的内容	<p>永住許可に必要な在留歴に係る要件について、「引き続き」ではなく「通算で」10年以上本邦に在留していることとすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>永住者の在留資格に変更を希望する外国人社員が永住許可を申請する際には、1.素行が善良であること、2.独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること、3.その者の永住が日本国の利益に合すると認められることの3つの要件を満たすことが求められている。このうち、3.については、「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する」とされている。</p> <p>しかし、当該外国人社員が永住許可に必要な在留歴に係る要件を満たす前に海外勤務等を命ぜられ海外に居住する場合、「引き続き」とは見做されず在留歴の算定がリセットされてしまうため、将来的に永住許可申請を希望する当該外国人社員に海外勤務を命じるなど、グローバルな人事異動を行うことを日本企業が躊躇する要因となっている。永住許可に必要な在留歴の算定方法を「通算で」10年以上日本に居住していることとすることにより、日本企業が当該外国人社員にグローバル人材として活躍する機会を提供しやすくなると考えられる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：法務省
制度の現状	永住許可については、当該外国人が出入国管理及び難民認定法第22条2項において、「素行が善良であること」、「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」の要件を満たし、かつ、法務大臣が「その者の永住が日本国の利益に合すると認めた」ことが要件として定められています。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第22条、別表第2
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>出入国管理及び難民認定法第22条第2項に定める永住許可の要件のうち、「その者の永住が日本国の利益に合すると認めたとき」への適合性については、申請人の在留状況等を総合的に勘案して判断されるものですが、永住許可に関する予見可能性の向上の観点から、一定の目安を「永住許可に関するガイドライン」として公表しています。</p> <p>同ガイドラインの中で、在留歴については、「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること」としており、継続して10年以上在留していることを基本としています。永住許可は上記のとおり総合的に判断されるべき性質のものであり、一旦、出国した場合であっても、これまでの在留状況を考慮し、定着性が認められる場合など、個別の事情により、上記ガイドラインに直接当てはまらなくとも永住を許可する事例があります。</p> <p>しかしながら、これらは、単純に在留歴を通算したものを一概に継続在留と同様に取り扱えるものではなく、個々の在留状況全体を総合的に判断した結果であることから、上記ガイドラインに一律に記載することは困難です。</p>

投資促進等ワーキング・グループ		No.5
受付日：平成26年10月31日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月21日	回答取りまとめ日：平成27年2月20日

提案事項	<p>土壌汚染対策法に係る自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し（提案者：千葉県）</p>
具体的内容	<p>平成22年の改正土壌汚染対策法において、自然的原因の汚染土壌を法の規制対象に加えられましたが、その結果、臨海部の埋立地域に立地する企業の多くは、同法の基準を上回る自然的原因に起因するヒ素・フッ素が検出され、調査・浄化処理に係るコストの増大や手続に要する時間など新たな負担が強いられています。</p> <p>このことについて、国では、平成23年7月22日に閣議決定された「規制・制度改革に係る追加方針」において、</p> <p>1「自然的原因による汚染土壌については、地方公共団体や事業者等の意見を聞きながら人為由来の汚染土壌と区別して負担軽減措置を講ずること」</p> <p>2「負担軽減措置の内容について効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図ること」</p> <p>を方針決定されましたが、実際には、平成23年7月8日施行の改正土壌汚染対策法施行規則（同日付けの環境省告示を含む）と平成24年9月7日発出の環境省水・大気環境局 土壌環境課 事務連絡「要措置区域等内における汚染土壌の移動等について」に留まっており、いずれも臨海部の埋立地域に立地する企業にとっては、抜本的な負担軽減措置とはなっていません。</p> <p>京葉臨海コンビナートに立地する素材・エネルギー産業は、世界的な競争下において企業間連携や高付加価値製品への取組強化が課題となっており、コンビナートにおける新たな設備投資や生産活動の阻害要因となる自然的原因の汚染土壌に対する規制の改革を図ることが、臨海コンビナートの競争力を強化し、地域経済の活性化を図る上で重要となります。</p> <p>については、平成23年7月22日に閣議決定された「負担軽減措置の内容について効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図ること」に則り、自然的原因による汚染土壌の取扱いに係る事業者の抜本的な負担軽減に向け、早急な見直しを求めます。</p>
提案主体	千葉県

	所管省庁：環境省
制度の現状	<p>埋立地域の緩和措置として、平成23年7月に土壌汚染対策法施行規則の一部を改正し、形質変更時要届出区域（健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当しない）のうち公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地であって、一定の条件を満たすものについては、埋立地特例区域や埋立地管理区域と設定し、通常形質変更時要届出区域と区別して取り扱うこととしました。</p> <p>埋立地特例区域や埋立地管理区域に該当する土地にあっては、当該区域である旨が台帳記載事項とされ、当該区域内における土地の形質の変更の施行方法の基準を別に設ける等の負担軽減の措置を行っています。</p>
該当法令等	土壌汚染対策法第3条、土壌汚染対策法施行規則第10条の3、第53条第2号
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>平成21年2月の中央環境審議会土壌農薬部会答申「今後の土壌汚染対策の在り方について」の中で、「(前略)自然的原因により有害物質が含まれる土壌については、自然的原因であっても指定基準を超過する場合は、人に健康被害を与えるおそれがあり、搬出し別の場所に運び入れ使用する場合は、移動先の環境保全の観点から適切な管理が必要となる。」と整理されています。自然由来の汚染土壌についても、搬出等により人為的な土壌汚染の拡散の可能性がある場合、健康被害の防止の観点からは自然由来の汚染土壌と人為由来の汚染土壌を区別する理由がないことから、基本的に人為由来と同様の対策が求められます。</p> <p>御承知のとおり自然由来の調査については、適切かつ効率的な調査の観点から、自然由来の土壌汚染地における調査の特例を設けています。</p> <p>また、自然由来特例区域に該当する土地の区域内において土地の形質の変更を行う場合には、規則第53条第2号の基準を適用しないこととして負担軽減の措置を行っています。</p>

投資促進等ワーキング・グループ		No.6
受付日：平成26年10月31日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月21日	回答取りまとめ日：平成27年2月20日

提案事項	<p>土壌汚染対策法に係る自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し（提案者：（一社）千葉県経済協議会）</p>
具体的内容	<p>我が国の経済・エネルギーを支える京葉臨海コンビナートは、千葉県全体の生産活動の約6割を占めるなど、地域経済や雇用の面において、重要な役割を果たしています。</p> <p>一方、コンビナートを取り巻く環境は、グローバル競争の激化や製造業の海外シフト等に伴う国内需要の縮小など厳しさを増しており、コンビナートの立地企業は、立地する地域での操業の継続を目指し、グローバル競争に勝ち抜くための高付加価値製品の開発・製造や様々な経費削減策に取り組んでいるところです。</p> <p>こうした中で、国では、平成22年の改正土壌汚染対策法の施行に合わせ、自然的原因の汚染土壌を法の対象とする解釈変更が行われましたが、海底浚渫土により造成されたコンビナート地域においては、同法の基準に適合しない微量の砒素、ふっ素が含まれるケースが散見されており、同法の土壌調査等に要するコストや時間的ロス、汚染土壌の場外処分時のコストが立地企業の多大な負担となっています。</p> <p>また、高度成長期に進出してきた立地企業の多くは、施設・設備の更新時期を迎えており、同法の規制が今後も継続された場合、立地企業の新たな設備投資への意欲の減退や、コスト増に伴う価格競争力の低下などにより、京葉臨海コンビナートの立地優位性が失われ、それが地域経済にも波及する深刻な事態が懸念されます。</p> <p>このため、コンビナートの競争力強化や地域経済の活性化を図る観点から、以下の負担軽減策について、提案します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅地と隔絶されている京葉臨海コンビナートの地域特性に鑑み、工業専用地域としての土地利用がなされている間は、当該地域を自然由来の汚染規制の対象から除外すること</li> <li>2 1が対応不可の場合、海底土砂により造成された埋立地については、埋立地管理区域の土壌調査や土地の形質変更時の施工方法を自然由来特例区域の特例なみに緩和又は地質の調査対象の対象を砒素、ふっ素に限定するなどの措置を講じること</li> <li>3 海底土砂により造成された埋立地については、海洋汚染防止法に基づく海洋投入処分を認めるなど、土壌処分に関する規制の例外を設けること</li> </ol>
提案主体	（一社）千葉県経済協議会

	所管省庁：環境省
制度の現状	<p>埋立地域の緩和措置として、平成23年7月に土壌汚染対策法施行規則の一部を改正し、形質変更時要届出区域(健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当しない)のうち公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地であって、一定の条件を満たすものについては、埋立地特例区域や埋立地管理区域と設定し、通常の形質変更時要届出区域と区別して取り扱うこととしました。</p> <p>埋立地特例区域や埋立地管理区域に該当する土地にあっては、当該区域である旨が台帳記載事項とされ、当該区域内における土地の形質の変更の施行方法の基準を別に設ける等の負担軽減の措置を行っています。</p>
該当法令等	土壌汚染対策法施行規則第58条第4項、第53条第2号、環境省告示第54号
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>【1について】</p> <p>平成21年2月の中央環境審議会土壌農薬部会答申「今後の土壌汚染対策の在り方について」の中で、「(前略)自然的原因により有害物質が含まれる土壌については、自然的原因であっても指定基準を超過する場合は、人に健康被害を与えるおそれがあり、搬出し別の場所に運び入れ使用する場合は、移動先の環境保全の観点から適切な管理が必要となる。」と整理されています。自然由来の汚染土壌についても、搬出等により人為的な土壌汚染の拡散の可能性がある場合、健康被害の防止の観点からは自然由来の汚染土壌と人為由来の汚染土壌を区別する理由がないことから、基本的に人為由来と同様の対策が求められます。</p> <p>なお、有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合であっても、その土地について予定されている利用の方法からみて、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがないときは、その状態が継続する間に限り調査の実施を免除することとしています（法第3条第1項ただし書、第4項及び第5項）。</p> <p>【2について】</p> <p>専ら地質的に同質な状態で汚染が広がっている自然由来とは異なり、埋立地については汚染が不</p>

均質に広がっていることが想定され、通常の土壤汚染状況調査の方法では汚染のおそれの把握が十分でない可能性があることから、規則第 10 条の 3 に従って調査を行わなければならないこととしています。

埋立地管理区域は第二溶出量基準を超える高濃度の土壤汚染のおそれがあるため、土地の形質の変更に伴い帯水層に高濃度の汚染を拡散させない必要があり、埋立地管理区域の土地の形質の変更の施行方法の基準について、自然由来特例区域や埋立地特例区域と同様とすることは困難です。

また、土壤調査の対象物質については、当該地域にどのような物質が含まれているか不明であるため、地歴調査により把握した情報により、調査対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類について、土壤その他の試料の採取及び測定の対象としています。（規則第 3 条第 2 項）

【 3 について】

海洋汚染防止法により「水底土砂」(海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂(汚泥を含む。))は海洋投入処分が可能とされていますが、水底土砂を用いて埋立地として造成された後、その土地から除去された土壤は、海洋汚染防止法に規定する「水底土砂」には該当しないため、海洋投入処分は認められていません。埋立地として造成された土地は、特定有害物質による汚染の可能性もあることから、土壤汚染対策法に基づき、適正に土壤の調査、搬出等を実施する必要があります。

投資促進等ワーキング・グループ		No.7
受付日：平成26年11月21日	所管省庁への検討要請日：平成27年1月14日	回答取りまとめ日：平成27年2月20日

提案事項	小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドラインについて
具体的内容	<p><b>【提案事項】</b>  「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン～自治体や事業者の方に広くご活用いただくための環境保全技術先進事例とりまとめ～」は、手続・内容の両面で問題があることから、次の内容を提案する。</p> <p>法の運用指針や規制の類ではなく自治体や事業者が遵守すべき性格のものではないことの明確化  本文書のメインタイトルから、自治体や事業者に対する義務付けを想起させる「ガイドライン」の文言を削除するとともに「事例」の用語を用い、単に「事例集」であることの明示 これらについて、自治体及び事業者に対する周知・徹底</p> <p><b>【具体的な内容】</b>  環境省が本年10月3日に公表した「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン～自治体や事業者の方に広くご活用いただくための環境保全技術先進事例とりまとめ～」は、環境影響評価法の対象事業規模未満の小規模火力発電所を対象としている。</p> <p>本文書は、行政手続法上の行政指導指針に該当すると思料されるにも関わらずパブリックコメントに付されていないこと、また、個別企業の独自技術であり、汎用性がなく採用困難と思われる技術や、達成困難な数値が記載されていることから、手続・内容の両面で問題がある。</p> <p>したがって、本文書は、法の運用指針や規制の類ではなく自治体や事業者が遵守すべき性格のものではないことを明確化するとともに、メインタイトルについても、自治体や事業者に対する義務付けを想起させる「ガイドライン」の文言を削除し、「事例」の用語を用いることで、単に「事例集」であることを明示する必要がある。また、これらについて、自治体及び事業者に対し周知・徹底する必要がある。</p> <p><b>【提案理由】</b>本文書は、以下の諸問題を内包しているため、本提案を提出するものである。</p> <p>&lt;手続面の問題&gt;</p> <p>(a)法の運用指針や規制の類であり自治体や事業者が遵守すべき性格のものであるとの誤解を生じさせる可能性  本文書は、メインタイトル中に「ガイドライン」の名称が使用され、本文中に用いられている略称も、「本ガイドライン」とされていることから、本文書が法の運用指針や規制の類であり自治体や事業者が遵守すべき性格のものであると解釈する可能性が極めて高い。また、本文書の中には、「環境配慮がさらに行われることを期待」、「活用状況を把握」、「今後の対応を検討」という記述もあり、このような記述は事実上の拘束性を想起させかねない。</p> <p>(b)行政手続法に則った手続が踏まれていない  行政手続法第39条では、命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案について、広く一般の意見を求めなければならないとされている。本文書は、同法上の「命令等」のうち「行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。）」に該当すると思料されることから、パブリックコメントに付すことが適切であったと考えられる。しかし、本文書の策定過程においては、パブリックコメントの手続は踏まれていない。</p> <p>&lt;内容面での問題&gt;</p> <p>(c)達成困難な数値の記載等  本文書では、例えば、1ページ目などに「脱硫99%以上」という数値があるが、これは、我が国の最先端火力発電所においても達成困難と考えられる数値であり、先進事例と言えども、このような記述をするのは不相当と言わざるを得ない。また、一部企業の独自技術を記載したと思われる箇所が見られるが、このような技術は、必ずしも他者に展開できるものではなく、仮に、事業者に対して一律に求められても対応できないものである。</p> <p>&lt;これらを踏まえた具体的な影響&gt;</p> <p>(d)地方自治体の環境アセス等に対する影響  本文書では、「地方公共団体の環境部局において発電事業者等から環境配慮についての助言を求められた際の参考としていただくことなどにより、小規模火力発電所における環境配慮がさらに行われることを期待」とされている。こうした記述からも、自治体担当者に対する事実上の拘束性を想起させ、「ガイドライン」に沿った対応を事業者に求める懸念が強い。また、仮に本文書を踏まえた条例制定等がなされるとすれば、上述の通り、手続・内容の両面で問題がある文書に基づいて、実際の法的拘束力を有する規制がなされることとなる。</p> <p>(e)事業者への影響</p>

	<p>本文書が発出されることにより、小規模火力発電所の建設に対して時間を要するとともに、過剰なスペックを求められることになれば、小規模火力発電所の建設を断念する事業者が続出し、投資の減退ひいては日本経済の停滞に繋がる懸念がある。</p> <p>(f)電力供給力への影響</p> <p>電力需給が逼迫する中、適切な電源の立地が阻害される可能性がある。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：環境省
制度の現状	<p>規制に該当する制度は特段存在しません。</p> <p>「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン～自治体や事業者の方に広くご活用いただくための環境保全技術先進事例とりまとめ～」を平成 26 年 10 月 3 日に公表。</p>
該当法令等	該当なし
措置の分類	事実誤認
措置の概要	<p>「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン～自治体や事業者の方に広くご活用いただくための環境保全技術先進事例とりまとめ～」については、記載のとおり先進事例をとりまとめた事例集的な性格なものであり、このため、本ホットラインの対象となる規制ではありません。環境影響評価法の運用指針や規制ではなく、また自治体や事業者が遵守しなければならない性格のものではありません。</p> <p>その旨は公表時点から明らかにしています。これまでも「小規模火力発電における環境保全対策セミナー」(平成 26 年 11 月 21 日)や「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドラインに関するフォローアップ検討会」(第 1 回：平成 26 年 12 月 26 日)を開催して事業者に周知を図ったほか、自治体に対しても環境影響評価担当者との会議等の場において明確に伝達する等、各所で周知を図り、参考として御活用いただくことを期待しています。</p> <p>なお、技術的側面については上記検討会等での御指摘を踏まえて今後改訂等を検討してまいります。</p>

投資促進等ワーキング・グループ		No.8
受付日：平成26年10月30日	所管省庁への検討要請日：平成27年1月14日	回答取りまとめ日：平成27年2月20日

提案事項	外国人の就労に関わるビザの発行スピード改善について
具体的内容	<p>要望提案(1) 発行までに1～2ヶ月要している特定活動ビザへの切替をもっと迅速に行っていただきたい。 背景：現在、日本の大学を卒業した外国人留学生について、卒業後に継続して就職活動を行う場合、特定活動ビザへの切替が必要となりますが、その切替に1～2ヶ月要するために、インターンシップや採用の障害になる事があります。</p> <p>要望提案(2) 外国人の就労ビザ発行について、学歴や収入など諸外国のように入管での審査基準を明確にした上で、いつ結果をもらえるのか予見可能性を高めて欲しい。 背景：例えば、メキシコから優秀なシステムエンジニアを採用する場合、必要書類を提出した後、いつ審査が通り、ビザが発行されるのが不明確なまま、数ヶ月が経過します。企業側では人材リソースの確保時期が明確にならず、採用自体を見送るか、もしくは次回からは同様のスキームでの採用を避ける事になります。</p> <p>要望提案(3) 既に留学等で日本に一定の滞在実績のある外国人の場合や、外国人を適正に雇用している実績ある企業が採用する場合などには、一ヶ月以内など迅速な処理を行っていただきたい。 背景：日本企業だけでなく、在日本の外資系企業でさえも、採用までの手続きの問題で外国人採用を避けるケースがあります。不法就労等、過去に違法行為が無く、実績のある外国人、企業については積極採用を促進するために迅速な処理を期待します。</p>
提案主体	ダイジョブ・グローバルリクルーティング(株)

	所管省庁：法務省
制度の現状	<p>在留資格変更許可申請については2週間～1か月、在留資格認定証明書交付申請については1か月～3か月を標準処理期間としており、また、在留資格変更申請等については、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」を公表しています。</p> <p>上場企業など一定の要件を満たす企業において就労する外国人からの申請については、提出資料を簡素化する等の措置を講じています。</p>
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第7条の2、別表第一、出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、別表第三、別記第6号の3様式
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同教育機関を卒業した留学生等については、卒業後に就職活動を行うための「特定活動」の在留資格への変更を認めているところ、「特定活動」の在留資格への変更申請中であっても、「留学」の在留資格を有していれば就職活動を行うことは可能であり、また、資格外活動の許可を受ければインターンシップを行うことも可能です。</p> <p>在留資格変更許可申請については2週間～1か月、在留資格認定証明書交付申請については1か月～3か月を標準処理期間として当省のホームページで公表しており、特別な対応を要するものを除き、当該期間内の処理に努めております。また、在留資格変更申請については、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」を当省のホームページで公表し、審査に当たって考慮する事項を具体的にお示ししております。</p> <p>さらに、「企業内転勤」「研究」「人文知識・国際業務」「技術」等の就労活動に係る在留資格に関しては、上場企業など一定の要件を満たす企業において就労する外国人からの申請について、提出資料を大幅に簡素化する等の措置を講じるなど、迅速処理に努めています。</p>

投資促進等ワーキング・グループ		No.9
受付日：平成26年12月1日	所管省庁への検討要請日：平成27年2月3日	回答取りまとめ日：平成27年2月20日

提案事項	自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着化
具体的内容	<p>自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着の法制化を要望する。</p> <p>【理由】</p> <p>現在、自動車盗難は組織的窃盗団による転売目的の犯行が主流で、犯行の手口は高度化され、キーをかけるだけの対策では不十分である。自動車盗難による収益は反社会的勢力の資金源となっており、盗難車を用いた国際的テロも散見される。</p> <p>既にEU諸国、豪州、中東湾岸諸国などではイモビライザの標準装着が法制化されている。米国では部品取り防止のためのVINナンバーが法制化され、イモビライザの法制化には至っていないが、実態として95%の車にイモビライザが装着され、更にイモビライザが装着されていればVINナンバーの刻印が免除となるなど高い信頼を得ている。日本においては、数年前まで高級車やRV車など盗難被害の多い車を中心に普及が進んだが、徐々に大衆車や軽自動車にも装着されるようになり、2013年の自工会の調査では、国内向けに生産された180車種のうち、標準装着、一部標準装着、オプション装着を含めると158車種にイモビライザが装着可能となっている。しかしながら、2013年に国内向けに生産された自動車420万台のうちイモビライザ装着車は340万台であり、普及率は80%に留まる。</p>
提案主体	(一社)日本損害保険協会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第11条の2第3項において、イモビライザを装備する場合における技術基準への適合義務を規定しています。
該当法令等	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第11条の2第3項
措置の分類	検討を予定
措置の概要	イモビライザの装備を義務づけることは、車両価格の上昇につながり、ユーザーの負担になることから、イモビライザの装備に係る費用と効果を踏まえつつ、慎重に検討して参ります。

投資促進等ワーキング・グループ		No.10
受付日：平成26年10月31日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月21日	回答取りまとめ日：平成26年12月16日

提案事項	永住権付与条件の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 永住権付与の条件について、グローバル人材として採用した外国人を、海外現地法人へ転勤または出向する際、帰国後同一企業グループに勤務することを条件に、日本での居留期間を通算できるようにしていただきたい。</p> <p>【提案理由】 グローバル人材としての留学生の採用、企業グループ内での機動的な人員配置が可能となる。</p>
提案主体	(公社)関西経済連合会

	所管省庁：法務省
制度の現状	永住許可については、当該外国人が出入国管理及び難民認定法第22条2項において、「素行が善良であること」、「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」の要件を満たし、かつ、法務大臣が「その者の永住が日本国の利益に合すると認めた」ことが要件として定められています。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2，第22条，別表第2
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>出入国管理及び難民認定法第22条第2項に定める永住許可の要件のうち、「その者の永住が日本国の利益に合すると認めたとき」への適合性については、申請人の在留状況等を総合的に勘案して判断されるものですが、永住許可に関する予見可能性の向上の観点から、一定の目安を「永住許可に関するガイドライン」として公表しています。</p> <p>同ガイドラインの中で、在留歴については、「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること」としており、継続して10年以上在留していることを基本としていますが、永住許可は上記のとおり総合的に判断されるべき性質のものであり、一旦、出国した場合であっても、これまでの在留状況を考慮し、定着性が認められる場合など、個別の事情により、上記ガイドラインに直接当てはまらなくとも永住を許可する事例があります。</p> <p>しかしながら、これらは、単純に在留歴を通算したものを一概に継続在留と同様に取り扱えるものではなく、個々の在留状況全体を総合的に判断した結果であることから、上記ガイドラインに一律に記載することは困難です。</p>

投資促進等ワーキング・グループ		No.11
受付日：平成26年10月14日	所管省庁への検討要請日：平成27年1月29日	回答取りまとめ日：平成27年2月20日

提案事項	屋上ヘリポートにおける航空機給油取扱所の設置容認
具体的内容	<p>ドクターヘリ屋上ヘリポートにおいて、1日当たり、1,000リットル(指定数量)以上の給油が可能な給油取扱所(航空機給油取扱所)の設置を可能にすべきである。</p> <p>【提案理由】ドクターヘリ運航においては、屋上ヘリポートに、屋上給油施設を設置して運用をしている。ドクターヘリ用の屋上給油施設を設置する場合、給油取扱所(航空機油取扱所)としての設置は認められておらず、市町村条例で設置許可が可能な「少量危険物取扱所」として設置されている。</p> <p>しかし、少量危険物取扱所では、給油する航空燃料(JETA-1)の指定数量が1,000リットルとされ、1日当たりの給油量が1,000リットル未満となることから、運航回数に制限が生じる。具体的には、ドクターヘリ運航の主なヘリ(MD900/BK117C-2/EC135)の燃費と運航毎の給油量はおおよそ200リットル程度であり、最大運航回数は1日あたり5回となる。また、1,000リットル/日という給油量の制限下では、大型の防災ヘリ等の給油要請に協力することが出来ない。</p> <p>安全性については、屋上ヘリポートに、給油設備用を含めた消化設備を設置している。また、給油施設の周囲に溝を設けるとともに、吸着剤・吸着マット等を常備するほか油水分離槽を設置するなど、直接地上に燃料が溢れないようにするための漏洩対策を十分に講じている。航空燃料の取扱量が増加することのみをもって安全性に問題が生じるとは思われず、安全対策を講じた上であれば、航空機給油取扱所の設置も可能と考える。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：総務省
制度の現状	<p>航空機給油取扱所は、飛行場で航空機に給油する給油取扱所であり、ドクターヘリに給油する方法としては、空港に設置された航空機給油取扱所で給油する方法以外に病院の敷地内に航空機給油取扱所を設ける方法が一般的です。</p> <p>また、これ以外に指定数量未満の燃料を固定給油設備、給油タンク車、ドラム缶等を用いて給油する方法もあります。</p>
該当法令等	消防法第10条第4項、危険物の規制に関する政令第17条第3項、危険物の規制に関する規則第26条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>全国でドクターヘリを運航している病院は、共同運航も含めて45施設あり、主として病院の屋上で燃料補給を行っている施設が16施設、病院の屋上以外の地上で燃料補給を行っている施設が29施設あります。</p> <p>また、一日当たりの飛行回数が多いと想定されるドクターヘリ及び一回当たりの飛行距離が長いと想定されるドクターヘリの運航状況について調べたところ、前者に該当する兵庫県のドクターヘリでは一日平均3.9回飛行し、一日当たりの平均給油量は345Lであり、後者に該当する北海道のドクターヘリでは、一日平均2.98回飛行し、一日当たりの平均給油量は417Lという報告を受けており、屋上のヘリポートにおける給油量は指定数量(1,000L)未満で運用されているものと承知しています。さらに、北海道においては不測の事態に備えて複数の給油拠点を設けていると聞いています。</p> <p>一方、ドクターヘリが着陸する病院には火災時に自力で避難することが困難な入院患者等が多数いることから出火防止対策には細心の注意を払っているものと承知していますが、病院の屋上において貯蔵し、又は取り扱う危険物の量を必要以上に多くすることは給油行為等に伴う火災危険性の増大を招くこととなりますし、消防隊の活動困難性も高くなります。</p> <p>なお、災害発生時等でドクターヘリの出動件数が増加する等により、危険物の貯蔵・取扱量が増大する場合には、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて(平成25年10月)」において、一時的に危険物の貯蔵・取扱量が増える場合の手続き等に係る留意事項をまとめていますので、当該通知を参考にして、管轄する消防本部に相談することにより、現行法令の基準で対応可能であると考えます。</p>

投資促進等ワーキング・グループ		No.12
受付日：平成26年8月5日	所管省庁への検討要請日：平成26年9月10日	回答取りまとめ日：平成27年1月15日

提案事項	総合国際職業訓練校の設置
具体的内容	<p>【具体的内容】 総合国際職業訓練校を推進し、中小製造業などへの人材供給を支援するため、在留資格を与えられる留学の対象に公共職業訓練校を追加するなど、外国人材を活用する制度創設を求める。</p> <p>【提案理由】 公共職業訓練は、離職者、在職者及び学卒者に対して行われており、職業訓練校での就学は、留学ビザの対象になっていない。また、外国人は在留資格を取得している必要があり、離職者や学卒者は利用が困難である。 なお、本提案は、平成26年3月に、大阪府・市共同設置の附属機関「大阪府市規制改革会議」から提言があったものである。</p>
提案主体	大阪府・大阪市

	所管省庁：法務省・厚生労働省
制度の現状	「留学」の在留資格をもって本邦に在留するには、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」に定める要件を満たす必要があります。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項及び第2項、第7条第1項第2号、並びに別表第1の4、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、並びに平成2年法務省告示第145号（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件） 職業能力開発促進法第15条の6
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>「留学」の在留資格で行うことができる活動は「教育を受ける活動」であり、その性質上、当該活動を教育機関において行うことが不可欠の前提とされています。</p> <p>そのため、「教育機関」、つまり教育を行う実施主体が大学等と同等と認められる場合、大学等に準ずる機関であるとして、「留学」の在留資格に該当します。現行においては、公共職業能力開発施設のうち職業能力開発短期大学校や職業能力開発大学校がこの「教育機関」に該当します。</p> <p>他方、実施主体が大学等と同等と認められない場合、「教育機関」ではないため、公共職業能力開発施設のうち職業能力開発短期大学校や職業能力開発大学校以外で行われる公共職業訓練は「留学」の在留資格には該当しないことになります。</p>

地域活性化ワーキング・グループ		No.1
受付日：平成26年12月22日	所管省庁への検討要請日：平成27年2月3日	回答取りまとめ日：平成27年2月20日

提案事項	宅地建物取引業法における適用除外の範囲拡大
具体的内容	宅地建物取引業法における適用除外の範囲拡大宅地建物取引業法の規定は、国及び地方公共団体には適用しないとされている（宅地建物取引業法第78条）。過疎地域における取引など一定条件のもと、国・地方公共団体等から依頼を受けた団体についても、宅地建物取引業法の適用除外としていただきたい。
提案主体	NPO法人グリーンバレー

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	宅地建物取引業法第3条において、宅地建物取引業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合に於ては国土交通大臣の、1の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合に於ては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならないとされています。
該当法令等	宅地建物取引業法第3条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>宅地建物取引業法においては、国民の生活・経済活動の基盤である不動産の取引については、宅地建物の取引が適正に行われない場合、宅地建物取引の十分な知識を持ち合わせていない一般の売主や買主等となる国民に不測の損害を与えることになることから、宅地建物取引業については免許制度を実施し、免許基準を整備することで、宅地建物取引業を営むにふさわしい者か否かを審査し、不適格者を事前に排除することで、取引の公正を確保し、売主や貸主のみならず、買主や借主等の利益を保護を図っているところです。また、頻発する紛争等に対応して、免許の取消し等を含む監督事務を実施し、買主や借主等の利益保護等を図っています。（ ）このため、国や地方公共団体が媒介依頼をした場合であっても、また、過疎地区という場合であっても、買主や借主等が不測の事態を生じる恐れがないよう免許制度を維持することが、買主等の利益の保護等のために必要です。</p> <p>平成25年度においては、314件の監督処分、840件の勧告等を実施。</p>

地域活性化ワーキング・グループ		No.2
受付日：平成26年10月14日	所管省庁への検討要請日：平成27年1月29日	回答取りまとめ日：平成27年2月20日

提案事項	中古買取販売業における相手方の真偽確認方法の選択肢拡大
具体的内容	<p>古物営業法第15条第1項に定める相手方の真偽を確認するための方法として、「タブレット端末等上において行う手書きサイン及びその記録データ」についても認めるべきである。</p> <p>&lt;規制の現状&gt;</p> <p>古物営業法第15条第1項第2号では、相手方の真偽を確認する方法の一つとして文書による確認を規定し、古物営業法施行規則第15条第2項において、その方法「万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたもの」による署名であることを求めている。電子的な対応として、古物営業法第15条第1項第3号では、電子署名（電子署名法第2条第1項に規定のもの）の方法も認めている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;</p> <p>古物買取の確認方法は、電子的な保存は書面に比べて、証拠となる資料の管理を効率的、安全に行うことが期待されるが、現状では普及が限定的な電子署名による方法しか認められていないため、民間事業者は電子的な管理の恩恵を享受ににくい。タブレット等を行う手書きサインの記録データも、書面で万年筆、ボールペン等により行う署名と同等の改ざん防止機能や、必要な情報提供がなされる限り、古物営業法施行規則第15条第2項における署名と同等に見なすべきと考える。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;</p> <p>タブレット等に対する手書きのサインの記録データを、古物営業法第15条第1項「相手方の真偽を確認するため」の方法として認めることにより、照会があった際等、正確かつ迅速に古物買取記録を検索できるため、警察等の捜査に迅速な協力を行うことができる。また、当該記録をクラウドなどで管理できれば、特定の地域だけではなく全国的に買取りを行っている事業者への照会も、迅速な回答が期待される。民間事業者においても、書面の管理による費用等の負担軽減、照会に対する該当文書の探索の負担軽減等が期待される。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：警察庁
制度の現状	<p>古物営業法（昭和24年法律第108号）第15条では、古物商が古物の買受け等を行う際に行わなければならない相手方の真偽の確認義務等について規定しています。同条第1項柱書では、「古物商は、古物を買ひ受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない。」と規定し、同項第2号で上記措置の一つとして、「相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書（その者の署名のあるものに限る。）の交付を受けること。」と規定しています。</p> <p>また、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第15条第2項では、「法第15条第1項第2号に規定する署名は、当該古物商又はその代理人、使用人その他の従業者の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならない。」と規定しています。</p> <p>上記義務は、「盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資する」という古物営業法の目的を達成するために古物商に課せられている義務です。</p>
該当法令等	古物営業法第15条第1項第2号、古物営業法施行規則第15条第2項
措置の分類	検討を予定
措置の概要	御提案の方法は、「文書」と「電磁的記録」の違いはあるものの、古物商の面前において、相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載されたものを受け取る点で、実務的に古物商が確認すべき事項が異なるものではないと考えられることから、古物商における当該方法の需要について調査を実施するなどした上で、古物営業法施行規則の改正等、その実施方法について検討することとします。

地域活性化ワーキング・グループ		No.3
受付日：平成26年10月31日	所管省庁への検討要請日：平成26年11月21日	回答取りまとめ日：平成27年1月15日

提案事項	地域観光の振興に向けた民泊の実現
具体的内容	<p>地域活性化に大きく寄与するとして期待されているものに民泊がある。民泊とは、その地域の一般家庭を旅館業の許可を得ずに宿泊施設として提供し、一般家庭はその対価を得るという仕組みであり、国体の開催時など宿泊施設が一時的に不足した場合に行われている。</p> <p>民泊を行うことで、宿泊施設が不足している地域でも、地域住民の住居を利用することによって、観光客を呼び込むことができ、観光を地域の産業として確立することができるようになる。また、民泊は一般的な旅館での宿泊と違い、宿泊を提供している一般家庭との触れ合いが密であるため、地域住民一人一人の魅力が、地域の資源として活かされる。旅行の主目的を地域住民との触れ合いにおく観光客の需要を掘り起こすことができ、また触れ合いによって生まれたつながりによりリピート率が高まる可能性もある。そのため、観光資源に乏しい地域でも、観光を産業として確立できるようになる。さらに、空き家の有効活用、民泊提供家庭への旅行者のマッチングサービスの創出、旅行者が提供する旅行商品の幅の広がりなど、供給サイドを通じた観光需要の喚起にもつながる。しかしながら、民泊は旅館業法の無許可営業にあたるおそれがあり、国内で定期的に行われている例はほとんどない。実際、当社が民泊を提供してもよいという一般家庭を募り、宿泊希望者とのマッチングをさせるという事業を試みたところ、厚生労働省や県から旅館業法上の疑義があるため事業を取りやめるよう指導があった。</p> <p>現行制度では、対価を得て観光客等を宿泊させるには、旅館業の許可が必要だが、一般的な住居では、旅館業法及び条例により求められる施設基準等を満たすものではなく、施設基準等を満たすためには改築等により多大な費用が発生してしまう。仮に施設基準等を満たせたとしても、都市計画上の用途地域によっては旅館業の許可が下りない地域があるといわれている。</p> <p>このような課題を解決するには、例えば、宿泊施設が不足するような場合において、施設基準等を一般的な住居でも満たせるように相当程度緩和するとともに、用途地域を理由に許可されないということがないように、許可制を廃止し、届出制とすることなどが必要である。併せて、消防法、食品衛生法なども民泊の場合においては特例を設ける必要がある。</p> <p>以上が実現すれば、民泊が定期的に行われるようになり、地域活性化につながる。</p>
提案主体	民間企業

	所管省庁：総務省・厚生労働省・国土交通省
制度の現状	<p>&lt;旅館業法について&gt;</p> <p>旅館業法では、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業を旅館業といい、旅館業を営もうとする者は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)の許可を受けなければならないこととなっています。</p> <p>したがって、不特定多数の者を反復継続して宿泊させる営業である場合には旅館業の許可が必要であり、宿泊料にあたるものを徴収しない場合は、旅館業法の適用はありません。</p> <p>&lt;消防法について&gt;</p> <p>消防法において、防火管理の実施、消防用設備等の設置・維持等について、施設の用途に応じ、必要な規制が設けられています。</p> <p>&lt;食品衛生法について&gt;</p> <p>食品衛生法では、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業について、都道府県が条例で公衆衛生の見地から必要な基準を定めることとなっており、条例で基準が定められた営業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととなっています。"</p> <p>携帯電話の端末は、現行制度上、陸上移動局として無線局の免許が付与されているものですが、これは、携帯電話のシステムが、その端末が人の移動する範囲で使われることを想定し陸上をカバーするように設計されているものであることによるものです。</p> <p>陸上移動局は、電波法施行規則第4条第1項第12号に規定しているとおり、「陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局」として定義されており、携帯電話のシステムに見合ったものとなっております。</p>
該当法令等	旅館業法第2条、第3条、消防法全般(消防法第8条、第17条ほか)、食品衛生法第51条
措置の分類	現行制度下で対応可能 対応不可

措置の概要	<p>&lt;旅館業法について&gt;</p> <p>御提案の事業が宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業であれば、旅館業法の適用を受けます。旅館業法の適用を受ける事業を行う場合については、衛生確保等のため営業者に共通して求められる最低限の基準を満たすとともに、関係する法令の基準等を遵守する必要があります。</p> <p>なお、建築基準法第 48 条の用途規制により、市街地の環境を保全するため、ホテル又は旅館は、各用途地域ごとに建築可能な規模等が定められています。</p> <p>ただし、特別用途地区や地区計画、同法第 48 条のただし書きによる特定行政庁の許可等により、この用途規制を緩和することが可能です。</p> <p>&lt;消防法について&gt;</p> <p>具体的な特例を設けるべき内容は不明ですが、従来住宅の用に供されてきた家屋であって、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年 6 月 29 日法律第 46 号）第 2 条第 5 項に規定する農林漁業体験民宿業その他宿泊の用途に供される小規模な防火対象物のうち、適切な防火管理が行われていると消防長又は消防署長が認めるものについては、一定の要件に適合する場合には、誘導灯や消防機関へ通報する火災報知設備等の設置を免除する特例を適用しても差し支えないこととしています（「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」平成 19 年消防予第 17 号）。</p> <p>また、上記要件に適合しない場合であっても、消防用設備等の設置・維持に係る規制については、消防法施行令第 32 条の規定により、消防長又は消防署長が、当該施設の位置、構造又は設備の状況から判断して、消防法施行令の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては適用除外とすることができます。</p> <p>&lt;食品衛生法について&gt;</p> <p>食品衛生法では、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業に係る許可については、都道府県が地方自治法上の自治事務として条例で定めることとなっており、国として一律に施設基準の緩和を行うことは困難です。</p>
-------	---